

令和5年度（2023年度）

第1回熊本県立美術館協議会
（次第）

令和5年（2023年）8月23日（水）

午前10時～

熊本県立美術館本館文化交流室

次 第

1 開会

2 美術館長挨拶

3 会長挨拶

4 議事

- (1) 令和4年度(2022年度)熊本県立美術館本館事業報告 ※別添資料1
- (2) 令和4年度(2022年度)熊本県立美術館分館(指定管理)の運営について
※別添資料2
- (3) 令和4年度(2022年度)熊本県立美術館運営ビジョンの取り組み状況に
ついて ※別添資料3

5 閉会

※参考

熊本県立美術館協議会委員名簿

(参考1) 熊本県立美術館協議会関係法令

(参考2) 令和4年度(2022年度)第2回協議会で出された御意見等に係る対応
について

(参考3) 熊本県立美術館の機構及び職員数

熊本県立美術館協議会委員名簿

任期：令和3年(2021年)12月1日～
令和5年(2023年)11月30日

委員名	役職
河野 景治	熊本県立美術館友の会世話人
清川 真潮	島田美術館事務局長
米野 真理子	一般社団法人日本ソムリエ協会理事
坂本 ミオ	株式会社 CS プランニング 取締役
末松 直洋	熊本県議会教育警察常任委員会委員長
竹原 浩朗	前熊本博物館長
堤 純子	織月酒造株式会社 代表取締役社長
角田 高子	熊本県 PTA 連合会代表
中村 賢次	日本画家、崇城大学芸術学美術学科教授
中村 浩	熊本県図画工作・美術教育研究会会長 (合志市立合志中学校長)
平木 美和	彫刻家
松本 弘士	熊本県高等学校教育研究会美術、工芸部会理事長 (熊本県立鹿本高等学校教諭)

会 長

敬称略 50音順

(参考1) 熊本県立美術館協議会関係法令

1 博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）

最終改正：令和4年4月15日法律第24号）抜粋

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 熊本県立美術館条例

(昭和50年7月1日条例第33号、令和5年3月24日条例第13号改正、4月1日施行)
抜粋

(協議会)

第21条 美術館に、博物館法第23条第1項の博物館協議会として、熊本県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

令和4年度第2回美術館協議会における委員御意見に対するビジョン取組み対応状況等について

R5.8

第2回美術館協議会でのご意見

- 1 (1) 展覧会活動
 - 総合美術館としての展覧会の充実
 - ・常設展の浜田知明作品をもっとクローズアップしてほしい
 - 1 (2) 教育普及活動
 - ①学校や地域と連携した活動の充実
 - ・中高生を対象とした教育普及活動の実施（対話型鑑賞など）
 - ・教員向け研修を土日を実施してほしい
 - ②幅広い年齢層が美術に親しむための取組み
 - ・「子ども美術館」や「家族でアート」というタイトルについて検討してほしい（小さな子ども限定のイベントと誤解されないように）
 - ・一般向けや企業を対象にした教育普及活動を実施してほしい
 - 4 (3) 来館者満足度の向上
 - ・夏場の間だけでも開館時間を延長してほしい
 - ・自販機の設置について

○以下の御意見については、今後の業務の参考意見とさせていただきます

- ・展示解説やアートカードなど、文字数を減らす工夫を
- ・ジブリパークのような展覧会の際は親子券的な割引をもうけてほしい

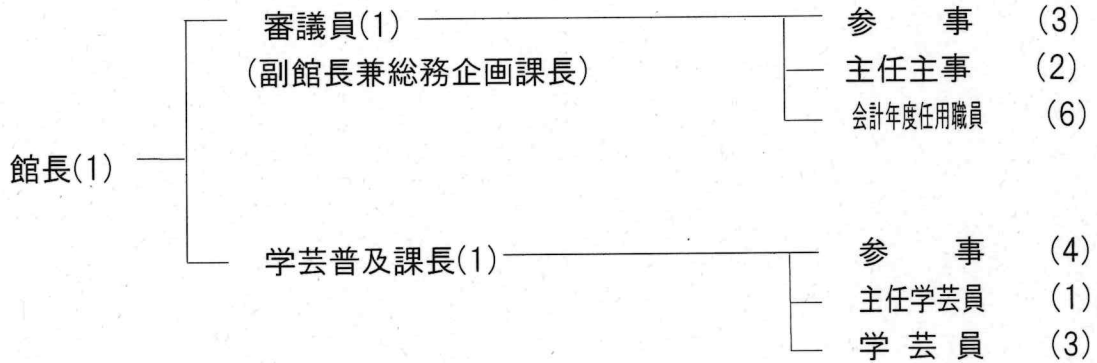
その後の対応状況(R4)+対応方針(R5以降)

- ・特別展「20世紀美術の冒険者たち」において、北脇昇や岡本太郎らによる「戦後」を物語る作品と、浜田作品を同時に展示。戦後美術における浜田作品の位置をクローズアップした。
- ・学校団体利用の際、学校側の希望に応じて、ギャラリートーク、スライドトーク、アートカードの事前貸出を対応している。令和4年度のある高校の例として、事前にアートカードを活用した学習を行ったことで、来館の際、対話をしながらの鑑賞を自然に行うことができていた。また、「かぞくでアート☆」にて対話型鑑賞を取り入れた教育普及活動を実施している。
- ・要望を受け、当館にて令和5年6月11日（日）に教員向け研修を実施。県内外から、また初任者から指導主事まで幅広い年齢層の先生方の参加があり、充実した研修となった。その他、平日にはなるが館外にて教員向け研修を4回実施予定。
- ・「子ども美術館」のサブタイトルに「小中学生向け」と明記。また、イベント内容によっては、グループフォームによる申し込みの際にも「小学校高学年～中学生向け」と表示している。
- ・一般の方を含む幅広い年代の方向けにギャラリートーク、ミュージアムセミナー、特別講演会を実施。また、協賛企業を対象とした対話型鑑賞ワークショップを実験的に実施予定。
- ・開館時間の延長を行うためには、スタッフの配置や光熱費など予算の確保などが必要であり、費用面や実施した際に見込まれる効果などを十分精査した上で、検討していきたい。
- ・自販機設置については令和2年度に公募を行ったが応札がなかった。今後は他館の状況把握を行い、参考としながら、設置場所などを含めて慎重に検討を行い、設置に向けた取組みを進めたい。

(参考3)

□熊本県立美術館の機構及び職員数

(令和5年(2023年)4月1日現在)



□美術館職員名簿

氏名	職名	氏名	職名
早田 章子	館長	宮川 聖子	参事
工藤 香奈	審議員兼副館長兼総務企画課長	萬納 恵介	主任学芸員
浪野 扶美子	参事	山中 理彩子	学芸員
坂本 幸陽	参事	香月 比呂	学芸員
松崎 恵	参事	藤本 真緒	学芸員
松下 衆子	主任主事	峯浦 暢香	会計年度任用職員
永田 唯	主任主事	栗屋 ひとみ	会計年度任用職員
林田 龍太	学芸普及課長	杉本 幸江	会計年度任用職員
福田 友子	参事	宮本 かをり	会計年度任用職員
金子 岳史	参事	山本 香織	会計年度任用職員
才藤 あずさ	参事	田中 聖士	会計年度任用職員